

○小野市民文化賞表彰規則

平成 4 年 1 月 23 日

規則第 1 号

改正 令和 5 年 7 月 31 日 規則第 15 号

(目的)

第 1 条 この規則は、本市の芸術文化の向上と発展に貢献し、その活動と功績が著しいものを表彰することにより、市民の文化創造への意欲を喚起し、心豊かで文化の香り高いまちづくりに資することを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、市民文化賞、市民文化奨励賞及び市民文化優秀賞とする。

(令和 5 規則 15 ・一部改正)

(表彰の範囲)

第 3 条 市民文化賞の表彰範囲は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 伝統的芸術文化の継続と保存に貢献したもの
- (2) 芸術文化の振興と普及に貢献したもの
- (3) 文化団体等の育成と指導に貢献したもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、市民文化の向上と発展に貢献したものの

2 市民文化奨励賞の表彰範囲は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体（児童及び生徒を除く。）とする。

- (1) 芸術、芸能又はその他の文化活動において、優秀な作品を発表するなどして、将来を期待されるもの
- (2) 芸術文化の向上と発展のために積極的な活動を行い、さらに今後の活動が期待できるもの

3 市民文化優秀賞の表彰範囲は、前項各号のいずれかに該当する児童及び生徒とする。

(令和 5 規則 15 ・一部改正)

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状及び賞品をもって行う。

2 前項の表彰を受ける資格のある者が、表彰を受ける前に死亡したと

きは、その遺族に贈与する。

(表彰の決定)

第5条 表彰の決定は、教育長の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、隨時に行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月31日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

小野市民文化賞表彰取扱要領

平成4年1月23日

小野市規則第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、小野市民文化賞表彰規則（平成4年小野市規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 規則第3条第1項に規定する表彰（市民文化賞）の範囲は、次に掲げるいずれかに該当するもので、おおむね5年以上持続的に文化活動を実践し、かつ、その功績が顕著な個人又は団体を対象とする。

- (1) 埋もれた民謡や伝承（いい伝え）の発掘、保存、継承に努めたもの
 - (2) 民芸技術の継承と育成に努めたもの
 - (3) 郷土芸能の継承と育成に努めたもの
 - (4) 郷土の歴史と自然の調査、研究に努めたもの
 - (5) 民族資料の収集と保存に努めたもの
 - (6) 芸術、芸能又はその他の文化活動においてその成果を著述又は著作等により公表し、その業績が顕著で文化の高揚に努めたもの
 - (7) 文化団体等の育成と指導に努めたもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、文化活動等を通じて市民文化の向上発展に努めたもの
- 2 規則第3条第2項に規定する表彰（市民文化奨励賞）の範囲は、次に掲げるいずれかに該当するもので、表彰候補者として推薦されるまでのおおむね1年間に功績があった個人又は団体（児童及び生徒を除く。）を対象とする。

- (1) 県規模以上の権威ある大会等において美術、文芸、芸能又はその他の部門で優秀な成績を収め、将来を期待されるもの
- (2) 芸術性の高い優秀な作品を発表し、将来を期待されるもの
- (3) 文化団体等の育成若しくは指導又は支援のために積極的な活動を行い、さらに今後の活動が期待されるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民文化の向上発展に貢献し、その功績がきわめて顕著なもの

3 規則第3条第3項に規定する表彰(市民文化優秀賞)の範囲は、前項各号に掲げるいずれかに該当するもので、表彰候補者として推薦されるまでのおおむね1年間に功績があった児童及び生徒を対象とする。ただし、この賞を過去3年以内に受けたことのあるものは、この対象から除くこととし、賞の決定については、被表彰者の受賞成績及び分野に鑑み決定する。

4 市民文化賞、市民文化奨励賞及び市民文化優秀賞は、市内に居住するもの又は小野市にゆかりのあるものを対象とする。ただし、小野市表彰条例(昭和54年小野市条例第17号)第3条第2号に規定する文化功労表彰を受けたことのあるものは、この対象から除く。

(被表彰者の推薦)

第3条 前条の規定に該当するものの推薦は、小野市民文化賞被表彰者推薦書(様式第1号)により、市内団体の長及び市の所管部局の長が行う。

(選考委員会)

第4条 教育長は、規則第5条に基づく選考にあたって、公正かつ適正に行うため、小野市民文化賞表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 選考委員会は、地域の文化人、学識経験者及び小野市職員若干名で構成する。

3 選考委員会は、必要に応じ、有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 選考委員会は、前条の規定により推薦されたものの選考について調査審議し、その結果を教育長に報告するものとする。

(名簿の提出)

第5条 教育長は、前条第4項の報告に基づき、市民文化賞、市民文化奨励賞又は市民文化優秀賞に該当するものを選考し、その名簿を市長に提出するものとする。

(表彰の期日)

第6条 表彰の期日は隨時とするが、できる限り表彰を受けるものの功績をたたえるにふさわしい機会をとらえて行う。

(被表彰者の記録)

第7条 表彰を行った場合は、小野市民文化賞被表彰者台帳(以下「被表彰者台帳」という。)(様式第2号)に記録し、保存するも

のとする。

(欠格事項)

第8条 表彰を受けるもの又は表彰を受けたもので次の各号のいずれかに該当するものは、表彰を行わず若しくは表彰を取消し、又は被表彰台帳から抹消する。

(1) 禁固以上の刑に処せられた者

(2) 本人の責に帰すべき行為によって著しく名譽を失い、市民の尊敬を失ったと認められるもの

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、示達の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日から3年間においては、この要領による改正前の市民文化奨励賞及びふるさと文化賞を過去3年以内に受けたことのあるものは、第2条第3項に定める賞の対象から除くものとする。